

第3回 隠岐圏域（島後）水害・土砂災害に関する減災対策協議会 議事概要

1. 日 時 : 平成30年6月12日（火）13:00～14:30

2. 場 所 : 隠岐の島町役場 第3会議室

3. 出 席 者

（協議会委員）

隠岐の島町 : 隠岐の島町長

気象庁 : 松江地方気象台長

島根県 : 隠岐支庁長 （代理：隠岐支庁県民局長）

島根県 : 隠岐支庁県土整備局長

（オブザーバー）

国土交通省 : 中国地方整備局河川部

島根県 : 総務部隠岐支庁県民局

島根県 : 防災部防災危機管理課

島根県 : 土木部河川課

島根県 : 土木部砂防課

4. 議事

- 1) 規約及び地域の取組方針の改定について
- 2) 地域の取組方針のフォローアップについて

5. その他（情報提供等）

- ・改善された防災気象情報と大雨事例（松江地方気象台）
- ・土砂災害特別警戒区域の指定（島根県土木部砂防課）

6. 議事結果

規約及び地域の取組方針改定、平成29年度の実施状況報告、平成30年度の実施予定、今後のスケジュールについて協議会に諮った。その結果、協議会構成員の賛同を頂くとともに、減災に向けて各機関が協力して取り組みを推進していくことを確認した。

7. 意見交換概要

○規約改定について

【事務局】

- ・隠岐地域の豪雨災害の特性を踏まえ、土砂災害に関する減災対策の取組を追加し、協

議会名称、規約、地域の取組方針を改定

(名称改定前) 隠岐圏域(島後) 県管理河川に関する減災対策協議会

(名称改定後) 隠岐圏域(島後) 水害・土砂災害に関する減災対策協議会

- ・水防法に基づく協議会を兼ねることを明示するため、雑則第8条2項、3項を追加
- ・総合的な防災対策とするため隠岐地区の地区災害対策本部の本部長である隠岐支庁長を委員に追加。また、オブザーバーに隠岐支庁県民局、土木部砂防課を追加。

【隠岐の島町長】

水害・土砂災害について本協議会で議論する対象について確認したい。また、規約第8条3項で二級河川とあるが、県管理河川であることを明示する必要は無いか。

【事務局・河川課】

これまでの県管理河川に加えて、圏域の土砂災害警戒区域等(イエローゾーン、レッドゾーン)の全体を対象とする。また、規約第8条3項は二級河川と記載することで県管理河川であることが明確となる。

○地域の取組方針改定について

【事務局】

概ね5年間で実施する取組みに「土砂災害特別警戒区域の調査・周知及び指定」「土砂・流木対策の推進」の項目を追加等。

【砂防課】

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)は、平成19年に江津市の一部で指定されて以降、中々進まない状況。こうした中、平成26年広島県災害で土砂災害防止法が改正され、調査結果の公表が義務となった。島根県では県民の命を守る観点から全県下のレッドゾーンの指定を平成32年完了の目標を掲げて取り組んでいるので協力をお願いする。

○地域の取組方針のフォローアップ

【河川課長】

危機管理型水位計について、本年6月からシステムが本格運用されており、先行して設置した他県の状況を閲覧することが可能となった。従来の水位計と見方が異なるので、是非ご確認いただきたい。

また、今年度、隠岐の島町でも危機管理型水位計の整備を行うが、今後の増設を検討する上で、如何に水位データを防災情報に役立てていただくかが重要になってくる。課題等も含めて関係者の意見を頂きたい。

【中国地方整備局】

中国地方整備局管内の国管理河川でも危機管理型水位計の整備を進めている。同システムで国が整備する水位計も閲覧できるので情報提供させていただく。

【河川課】

ホットラインについて、昨年度は県内で実例もあり、実際に3市で避難勧告等が発令された。訓練等を通じて定着を図り、洪水時に役立てていただきたい。

【隠岐県土整備局】

今後、一つ一つの取組が確実に実施されるよう、フォローアップをしていく。
また、「水防・土砂災害情報提供」に関して如何に住民に提供するかが大切になってくる。事務局と隠岐の島町等が連携して充実させる必要がある。

【事務局】

関係機関と調整して、より良い取組項目を盛り込んでいく。